令和５年度エネルギー需給高度化基準認証推進事業（省エネルギー等国際標準開発（新規対応分野））に係る入札可能性調査実施要領

 令和５年２月２日

 経済産業省

　　　　　　　産業技術環境局

 国際標準課

経済産業省では、令和５年度エネルギー需給高度化基準認証推進事業（省エネルギー等国際標準開発（新規対応分野））事業の受託者選定に当たって、企画競争に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記１．事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添１登録様式に記入の上、５．提出先までご登録をお願いします。

１．事業内容

(1) 概要

標準化の戦略的な推進は、新しい技術や優れた製品の速やかな普及を通じ、新市場の創造や我が国産業の競争力強化に直結します。

本事業では、省エネルギーに資する製品やシステムなど我が国が強みを有する分野で、国際標準化に関する実証データ・関連技術情報を収集し、国際標準原案の開発・提案や、その過程で得られた知見をもとに普及を見据えた試験・認証基盤の構築等を行い、我が国発の省エネルギーに関する国際標準が、新興国等諸外国で広く活用されることによって、省エネルギー対策や温暖化対策に貢献するとともに、我が国発の省エネ製品等の市場創造・拡大を促進します。

(2) 事業の具体的内容

令和５年度は、国際標準開発活動（※）の委託事業として、エネルギー需給高度化基準認証推進事業（省エネルギー等国際標準開発（新規対応分野））について、実施者を公募します。

（※）国際標準開発活動には、ISO･IECと協調・リエゾン関係にある国際機関、地域機関、フォーラム等の組織を通じたISO･IECの国際標準開発活動を含むものとする。なお、ISO･IECと協調・リエゾン関係にある組織としては、例えば、OIML（国際法定計量機関）、UNECE（国連欧州経済委員会）、CIGRE（国際大電力システム会議）、IEEE（米国電気電子学会）、CIE（国際照明委員会）、VAMAS（新材料及び標準に関するベルサイユプロジェクト）、CEN（欧州標準化委員会）、CENELEC（欧州電気標準課委員会）等がある。

●省エネルギー等国際標準開発（国際標準分野（新規対応分野））

事業期間：３年間

本事業は、省エネルギーに資する製品やシステムなど我が国が強みを有する分野のうち、新規対応が必要となる分野について、国際標準提案と国際審議対応を担う組織を適切に評価・編成の上、総合的かつ効率的に行う。特に、新市場創造型活用標準化制度による標準開発の実施にあたっては、産業界、学識経験等から構成される委員会等を設置し、標準原案開発、国際会議等への委員等の派遣、ＩＳＯ／ＩＥＣへの提案等の標準化に必要な活動を行う。また、開発に必要な場合には、試験や実証データ・関連技術情報の収集等を行う。令和５年度の実施テーマは未定だが、過去３年間におけるテーマ数は２０件程度。

(3) 事業期間

　　契約締結日から令和５年３月３１日まで（予定）

(4) 事業実施条件

次の要件を満たす企業・団体等とします。

1. 本事業に関する委託契約を経済産業省との間で直接締結でき、かつ、日本に拠点を有していること。なお、以下のⅰ～ⅳを全て満たすと認められる場合には、国外企業等（国外の企業、国外の大学又は国外の研究機関をいう。以下同じ。）との連携により実施することができるものとする。

ⅰ．プロジェクトの円滑かつ効率的な遂行において、当該国外企業等の参加が不可欠又は合理的であり、その参加により日本の経済活性化に貢献が期待できること。

ⅱ．意図しない技術漏洩・流出を起こさないように、適切な技術管　理・知的財産管理の体制整備等がなされていること。

ⅲ．法令を遵守すること。

ⅳ．予算執行上の手続きに円滑に応じられること。

1. 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
2. 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
3. 複数の者で共同提案するときは、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者（統括機関）を定めること。
4. 規格案の作成に際しては、特定企業の利益のみならず、我が国産業界の意見を集約すること。
5. 事業目的を着実に達成するため、国からの委託事業終了後も規格の制定又は改正等の段階までフォローアップできること。
6. 予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しないものであること。
7. 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
8. 過去３年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
9. 省エネルギーに係る様々な分野に関する知見を持ち、中立的な立場で様々な分野の産官学の利害関係者を糾合・調整する能力を持つ人員（シェアリングエコノミー、保冷宅配便サービス、加工・流通過程の管理といった分野や、新市場創造型活用標準化制度に対応する人員）を１５人以上有していること。
10. 自ら規格の原案作成団体を担い、規格開発を１５件以上行った実績を有していること。
11. 規格開発の経験年数が３年以上ある者を１０人以上有していること。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

２．説明会の開催

以下日時に「Teams」を用いて行うので、５．に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和５年２月９日（木）１５時００分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和５年２月１３日（月）１１時００分

３．参加資格

　・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第７０条中、特別の理由がある場合に該当する。

　・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

　・過去３年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

４．留意事項

・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。

・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。

・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。

・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。

・提供された情報、資料は返却いたしません。

・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

　なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）

・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）

・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）等

②総額に対する再委託の割合が５０％を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が５０％を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

　　なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

＜事業類型＞

Ⅰ．多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業

（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）

Ⅱ．現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）

Ⅲ．多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

　③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

　具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。

<https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html>

・契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等）、③情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添２）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

５．提出先・問合せ先

〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省　産業技術環境局　国際標準課　澤野、高石宛て

TEL ０３－３５０１－９２７７

E-mail bzl-s-kijun-ISO@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

６．提出期限

令和５年３月６日（月）１７：００

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、企画競争を実施することがあります。

（別　添１）

（様　式）

　　年　　月　　日

入札可能性調査　登録用紙

事業者名

 住　　　　所：

 商号又は名称：

 代表者氏名：

連絡先

ＴＥＬ：

ＦＡＸ：

E-mail：

担当者名：

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、登録致します。

（別添２）

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 個人住所 | 生年月日 | 所属部署 | 役職 | パスポート番号及び国籍（※４） |
| 情報管理責任者（※１） | Ａ |  |  |  |  |  |  |
| 情報取扱管理者（※２） | Ｂ |  |  |  |  |  |  |
| Ｃ |  |  |  |  |  |  |
| 業務従事者（※３） | Ｄ |  |  |  |  |  |  |
| Ｅ |  |  |  |  |  |  |
| 再委託先 | Ｆ |  |  |  |  |  |  |

（※１）受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

（※２）本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※４）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

（※５）住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

（例）

情報取扱者

【情報管理体制図に記載すべき事項】

・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）

・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。